

※本中間報告は、9月中旬時点のデータに基づく速報集計によるものであり、データクリーニングや追加の調査によって変更となる可能性があります。

令和6年度社会福祉推進事業（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）

行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律
及び生活保護法に基づく火葬等関連事務を行った場合等の
遺骨・遺体の取扱いに関する調査研究事業

中 間 報 告 書（速報暫定値）

令和6年9月

株式会社日本総合研究所

行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律及び生活保護法に基づく
火葬等関連事務を行った場合等の遺骨・遺体の取扱いに関する調査研究事業 中間報告書

目次

1. 背景・目的	2
2. 方法	2
(1) 自治体概況把握調査	2
(2) 自治体ヒアリング調査	3
3. 調査結果速報	5
(1) 自治体概況把握調査	5
① 墓地埋葬法・行旅死亡人法関係	5
a) 火葬の件数	5
b) 市区町村としての対応開始から火葬までの期間	6
c) 引き取り手のない御遺骨	7
② 生活保護法関係	8
a) 火葬の件数	8
b) 市区町村としての対応開始から火葬までの期間	9
c) 引き取り手のない御遺骨	11
③ 墓地埋葬法・行旅死亡人法・生活保護法に基づく火葬以外による御遺骨	12
④ マニュアル等の有無ならびに内容	13
(2) 自治体ヒアリング調査	14
① 自治体における引き取り手のない御遺体の取扱いに関する事務分掌	14
② 自治体における引き取り手のない御遺体の取扱いに関する事務の流れ	14
a) 手続き	14
b) 保管	15
③ 自治体による違い	16
(3) 課題等	17
a) 自治体が御遺体・御遺骨の取扱いについて課題を感じる点	17
b) その他に自治体が課題を感じる点	18
c) その他	18
4. 今後の検討課題及び調査方針(案)	19
(1) 検討課題	19
(2) 最終報告に向けた調査方針	19

1. 背景・目的

- 引き取り手のない御遺体等については、法令上、所在地又は死亡地の市町村が火葬等を行うこととされているが、その際の親族調査や御遺体等の保管等については統一的なルールがなく、対応に苦慮するケースがあるとの指摘がある。
- こうした指摘を踏まえ、地方自治体における引き取り手のない御遺体等の取扱いについて実態を把握するため、関係法令に基づき、火葬等関連事務を行った場合の実態や課題に関する調査研究事業を実施する。

2. 方法

(1) 自治体概況把握調査

引き取り手のない御遺体等の取扱いの件数および事務の詳細（手続きの根拠法やマニュアルの整備状況）について、全国の状況を把握するためのアンケートを実施した。

① 調査対象

福祉事務所設置自治体（生活保護法の担当）
市区町村（墓地埋葬法、行旅死亡人法の担当）

② 調査実施時期

令和6年8月19日～9月6日(締切日) ※9月13日到着分まで中間報告に含めた

③ 調査方法

厚生労働省から事務連絡とともにインターネット上の調査票 URL を配布
インターネット上の調査票に入力しての回答

④ 調査内容

- ・ 墓地埋葬法・行旅死亡人法に基づき火葬を行った件数、火葬までの期間、自治体で預かっている御遺骨数
- ・ 生活保護法の葬祭扶助適用件数、火葬までの期間、自治体で預かっている御遺骨数
- ・ 自治体で火葬はしていないものの、自治体が引き取った御遺骨数
- ・ 事務マニュアル等の活用状況、マニュアル等の内容
- ・ 引き取り手のない御遺体等の取扱いにおいて困っていることや迷うこと

⑤ 回収状況

1,398 件

	件数	% (n=1,398)
墓地埋葬法第9条に関する事務の担当部署	938	67.1%
行旅死亡人法に関する事務の担当部署	1,006	72.0%
生活保護法に関する事務の担当部署	850	60.8%

※ 所管する部署が複数にまたがる場合はそれぞれから回答を得たため、
回答のあった自治体数は自治体番号をもとに名寄せするとおよそ 1,100。

(2) 自治体ヒアリング調査

引き取り手のない御遺体等の取扱いは、自治体の規模や地域の特性によって異なると考えられる。そのため、規模の異なる自治体に対し、手続きの流れや、自治体において困難を感じる点についてヒアリングを行い、現状を把握した。

① 調査対象自治体

政令指定都市 神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、京都府京都市

特別区 東京都練馬区、世田谷区、新宿区

中核市 神奈川県横須賀市、愛知県豊田市、福井県福井市、大分県大分市

一般市 鳥取県境港市、宮城県栗原市、岐阜県美濃加茂市、鹿児島県奄美市

町村 神奈川県二宮町

② 調査実施時期

令和6年7月23日～9月13日

③ ヒアリング項目 (次頁の「標準的な流れ」を示したうえで以下の点を聞き取り)

1) 火葬、御遺骨・遺留金品の対応にかかる全体の手続きの流れ

2) 各段階・内容において困難が生じる・迷う点

3) 困難が生じる・迷う点に対応して設けている独自基準など

4) 今後課題と考えていること

(図表1) ヒアリング調査で提示した「標準的な流れ」(一部簡略化)

段階	内容	基準・判断ポイント
発生	御遺体の発生	・ 医療機関・警察・施設からの連絡別の対応
	担当課決定・記録開始	・ 生活保護適用者かどうか
	(死亡届)	・ 届出人がいない場合の対応
保管・調査	御遺体の保管依頼	・ 葬儀事業者の選定
	相続人調査	・ 民法上の法定相続人を調査の対象とする ・ 死亡者が外国籍の場合の対応
	遺留金確認・保管	・ 遺留金回収時の体制・手順 ・ 自宅立ち入りの際の手順・取り扱う範囲 ・ 保管手順・期限
	(相続人意向確認)	・ 第一位の相続人に対する連絡
火葬実施	火葬	・ 目安__日以内 ・ 火葬後の御遺骨の保管方法は、葬儀事業者と調整
実施後	火葬代支払い	・ 遺留金で支払う場合・不足する場合の支出
	(相続人意向確認)	・ 第二位以降の相続人に対する連絡 ・ __日以内を目安に__人以上の意向を確認 ・ 意向確認の回答期限は__日
	金融機関への残高照会・払戻	・ 払戻手順 ・ 死亡日と、年金や預金残高の日付の関係
最終	御遺骨の保管・処理	・ 保管期間と合祀のタイミング
	遺留財産の処理	

3. 調査結果速報

(1) 自治体概況把握調査

① 墓地埋葬法・行旅死亡人法関係

a) 火葬の件数

(図表2) 令和5年度に、墓地埋葬法に基づき火葬を行った件数

	件数	% (n=1,076)	「把握していない」除く% (n=1,059)
0件(なし)	404	37.5%	38.1%
1～4件	365	33.9%	34.5%
5～9件	113	10.5%	10.7%
10～19件	62	5.8%	5.9%
20～29件	34	3.2%	3.2%
30～39件	21	2.0%	2.0%
40～49件	10	0.9%	0.9%
50～99件	22	2.0%	2.1%
100～199件	9	0.8%	0.8%
200～399件	9	0.8%	0.8%
400件以上	10	0.9%	0.9%
把握していない	17	1.6%	

(注)「当部署の分掌事務ではない」との回答は母数から除外している。以下、特筆なき場合は同様。

(図表3) 令和5年度に、行旅死亡人法に基づき火葬を行った件数

	件数	% (n=1,094)	「把握していない」除く% (n=1,081)
0件(なし)	816	74.6%	75.5%
1～4件	227	20.7%	21.0%
5～9件	24	2.2%	2.2%
10～19件	7	0.6%	0.6%
20件以上	7	0.6%	0.6%
把握していない	13	1.2%	

b) 市区町村としての対応開始から火葬までの期間

(図表4) 墓地埋葬法に基づき火葬した事案の市区町村としての
対応開始から火葬までの平均的な期間

	件数	% (n=1,038)	「把握していない」除く% (n=851)
2 日以内	161	15.5%	18.9%
3 ～ 4 日	228	22.0%	26.8%
5 ～ 6 日	77	7.4%	9.0%
7 ～ 8 日 (1 週間程度)	143	13.8%	16.8%
9 ～ 1 4 日 (2 週間以内)	99	9.5%	11.6%
1 5 ～ 2 1 日 (3 週間以内)	37	3.6%	4.3%
2 2 ～ 3 1 日 (1 ヶ月以内)	47	4.5%	5.5%
3 2 ～ 6 1 日 (2 ヶ月以内)	32	3.1%	3.8%
6 2 ～ 9 3 日 (3 ヶ月以内)	16	1.5%	1.9%
9 4 日以上 (3 ヶ月超)	11	1.1%	1.3%
把握していない	187	18.0%	

(図表5) 行旅死亡人法に基づき火葬した事案の市区町村としての
対応開始から火葬までの平均的な期間

	件数	% (n=1,053)	「把握していない」除く% (n=734)
2 日以内	118	11.2%	16.1%
3 ～ 4 日	173	16.4%	23.6%
5 ～ 6 日	65	6.2%	8.9%
7 ～ 8 日 (1 週間程度)	138	13.1%	18.8%
9 ～ 1 4 日 (2 週間以内)	98	9.3%	13.4%
1 5 ～ 2 1 日 (3 週間以内)	30	2.8%	4.1%
2 2 ～ 3 1 日 (1 ヶ月以内)	53	5.0%	7.2%
3 2 ～ 6 1 日 (2 ヶ月以内)	26	2.5%	3.5%
6 2 ～ 9 3 日 (3 ヶ月以内)	15	1.4%	2.0%
9 4 日以上 (3 ヶ月超)	18	1.7%	2.5%
把握していない	319	30.3%	

(図表6) 令和5年度に墓地埋葬法あるいは行旅死亡人法に基づき火葬した事案の火葬までの期間が最も長かった人の期間

	件数	% (n=759)
2日以内	87	11.5%
3～4日	146	19.2%
5～6日	69	9.1%
7～8日(1週間程度)	113	14.9%
9～14日(2週間以内)	94	12.4%
15～21日(3週間以内)	54	7.1%
22～31日(1ヵ月以内)	68	9.0%
32～61日(2ヵ月以内)	58	7.6%
62～93日(3ヵ月以内)	27	3.6%
94～183日(半年以内)	31	4.1%
184日以上(半年超)	12	1.6%

(注) 把握していない(229件)、無回答(241件)を除いた構成比。※令和5年度に墓地埋葬法・行旅死亡人法に基づく火葬がいずれもゼロだった自治体が多く、無回答が多かった。

c) 引き取り手のない御遺骨

(図表7) 令和5年度に墓地埋葬法あるいは行旅死亡人法に基づき火葬した人のなかで、自治体で預かっている御遺骨

	件数	% (n=1,181)	「把握していない」除く% (n=1,117)
0柱(なし)	609	51.6%	54.5%
1柱	137	11.6%	12.3%
2～4柱	163	13.8%	14.6%
5～9柱	85	7.2%	7.6%
10～14柱	31	2.6%	2.8%
15～19柱	24	2.0%	2.1%
20～29柱	32	2.7%	2.9%
30～49柱	13	1.1%	1.2%
50～99柱	15	1.3%	1.3%
100柱以上	8	0.7%	0.7%
把握していない	64	5.4%	

② 生活保護法関係

a) 葬祭扶助の適用があった火葬の件数

(図表8) 令和5年度に生活保護法第18条1項
(被保護世帯が実施する葬祭への葬祭扶助)を適用した件数

	件数	% (n=666)	「把握していない」除く% (n=603)
0件(なし)	180	27.0%	29.9%
1～4件	188	28.2%	31.2%
5～9件	81	12.2%	13.4%
10～19件	72	10.8%	11.9%
20～29件	20	3.0%	3.3%
30～49件	20	3.0%	3.3%
50～99件	18	2.7%	3.0%
100～199件	14	2.1%	2.3%
200件以上	10	1.5%	1.7%
把握していない	63	9.5%	

(注) 18条1項と2項を区別して把握している自治体のみを集計対象とした。

(図表9) 令和5年度に生活保護法第18条2項1号(死亡者本人が生活保護受給者)を
適用した件数

	件数	% (n=641)	「把握していない」除く% (n=559)
0件(なし)	175	27.3%	31.3%
1～4件	172	26.8%	30.8%
5～9件	82	12.8%	14.7%
10～19件	63	9.8%	11.3%
20～29件	22	3.4%	3.9%
30～39件	12	1.9%	2.1%
40～99件	26	4.1%	4.7%
100件以上	7	1.1%	1.3%
把握していない	82	12.8%	

(注) 18条2項の1号と2号を区別して把握している自治体のみを集計対象とした。

(図表10) 令和5年度に生活保護法第18条2項2号(葬祭人に対する葬祭扶助)を適用した件数

	件数	% (n=632)	「把握していない」除く % (n=549)
0件(なし)	381	60.3%	69.4%
1～4件	121	19.1%	22.0%
5～9件	23	3.6%	4.2%
10～19件	14	2.2%	2.6%
20件以上	10	1.6%	1.8%
把握していない	83	13.1%	

b) 市区町村としての対応開始から火葬までの期間

(図表11) 市区町村としての対応開始から、火葬までの平均的な期間
生活保護法第18条2項1号(死亡者本人が生活保護受給者)

	件数	% (n=818)	「把握していない」除く % (n=635)
2日以内	140	17.1%	22.0%
3～4日	212	25.9%	33.4%
5～6日	61	7.5%	9.6%
7～8日(1週間程度)	112	13.7%	17.6%
9～14日(2週間以内)	57	7.0%	9.0%
15～21日(3週間以内)	8	1.0%	1.3%
22～31日(1ヵ月以内)	30	3.7%	4.7%
32～61日(2ヵ月以内)	8	1.0%	1.3%
62日以上(2ヵ月超)	7	0.9%	1.1%
把握していない	183	22.4%	

(図表12) 市区町村としての対応開始から、火葬までの平均的な期間
生活保護法第18条2項2号(葬祭人に対する葬祭扶助)

	件数	% (n=817)	「把握していない」除く % (n=509)
2日以内	109	13.3%	21.4%
3～4日	153	18.7%	30.1%
5～6日	47	5.8%	9.2%
7～8日(1週間程度)	96	11.8%	18.9%
9～14日(2週間以内)	45	5.5%	8.8%
15～21日(3週間以内)	8	1.0%	1.6%
22～31日(1ヵ月以内)	28	3.4%	5.5%
32～61日(2ヵ月以内)	13	1.6%	2.6%
62日以上(2ヵ月超)	10	1.2%	2.0%
把握していない	308	37.7%	

(図表13) 令和5年度に生活保護法に基づき葬祭扶助を適用した事案の
火葬までの期間が最も長かった人の期間

	件数	% (n=826)	「把握していない」除く% (n=603)
2日以内	71	8.6%	11.8%
3～4日	150	18.2%	24.9%
5～6日	62	7.5%	10.3%
7～8日(1週間程度)	104	12.6%	17.2%
9～14日(2週間以内)	64	7.7%	10.6%
15～21日(3週間以内)	30	3.6%	5.0%
22～31日(1ヵ月以内)	46	5.6%	7.6%
32～61日(2ヵ月以内)	24	2.9%	4.0%
62～93日(3ヵ月以内)	26	3.1%	4.3%
94～183日(半年以内)	18	2.2%	3.0%
184日以上(半年超)	8	1.0%	1.3%
把握していない	223	27.0%	

c) 引き取り手のない御遺骨

(図表14) 令和5年度に生活保護法18条2項1号により
葬祭扶助支給したケースのうち自治体で預かっている御遺骨

	件数	% (n=832)	「把握していない」除く% (n=751)
0柱(なし)	444	53.4%	59.1%
1柱	55	6.6%	7.3%
2～4柱	80	9.6%	10.7%
5～9柱	57	6.9%	7.6%
10～19柱	43	5.2%	5.7%
20～49柱	37	4.4%	4.9%
50～99柱	13	1.6%	1.7%
100～199柱	14	1.7%	1.9%
200柱以上	8	1.0%	1.1%
把握していない	81	9.7%	

※ 図表9(生活保護法第18条2項1号を適用した件数)について、「当部署の分掌事務ではない」「把握していない」などを選択した回答者が、預かっている御遺骨の件数については回答していることがあるため、図表9と図表14は必ずしも整合しない。

(図表15) 令和5年度に生活保護法18条2項2号により
葬祭扶助支給したケースのうち自治体で預かっている御遺骨

	件数	% (n=708)	「把握していない」除く% (n=622)
0柱(なし)	536	75.7%	86.2%
1柱	27	3.8%	4.3%
2～4柱	34	4.8%	5.5%
5～9柱	16	2.3%	2.6%
10柱以上	9	1.3%	1.4%
把握していない	86	12.1%	

※ 図表10(生活保護法第18条2項2号を適用した件数)について、「当部署の分掌事務ではない」「把握していない」などを選択した回答者が、預かっている御遺骨の件数については回答していることがあるため、図表10と図表15は必ずしも整合しない。

③ 墓地埋葬法・行旅死亡人法・生活保護法に基づく火葬以外による御遺骨

(図表16) 令和5年度に自治体で火葬はしておらず
葬祭扶助の支給もしていないものの自治体が引き取った御遺骨

	件数	% (n=1,175)	「把握していない」除く% (n=1,111)
0柱(なし)	609	51.8%	54.8%
1柱	137	11.7%	12.3%
2～4柱	163	13.9%	14.7%
5～9柱	85	7.2%	7.7%
10～19柱	55	4.7%	5.0%
20～49柱	45	3.8%	4.1%
50～79柱	12	1.0%	1.1%
80柱以上	5	0.4%	0.5%
把握していない	64	5.4%	

④ マニュアル等の有無ならびに内容

(図表17) 引き取り手のない御遺体・御遺骨に関する事務の手順について
参照しているマニュアル等

	件数	% (n=1,398)
自治体のマニュアル・内規がある	156	11.2%
マニュアル等はないが、担当者の引継ぎ資料レベルのものはある	367	26.3%
自治体のマニュアル等はないが、 都道府県や他自治体のマニュアル等を参照している	254	18.2%
特になし	611	43.7%
無回答	10	0.7%

(図表18) 内規やマニュアル等の内容（複数回答）

	件数	% (n=777)
親族調査の範囲や方法に関する記載がある	223	28.7%
火葬までの日数の目安の記載がある	24	3.1%
火葬後の御遺骨の処理方法に関する記載がある	199	25.6%

(図表19) 「遺留金等の取扱いの手引き」を参照しているか

	件数	% (n=1398)
参照している・参照したことがある	859	61.4%
手引きがあるのは知っているが参照はしていない	142	10.2%
手引きがあることを知らなかった	286	20.5%
無回答	111	7.9%

(注)厚生労働省・法務省 『身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引』
令和3年3月

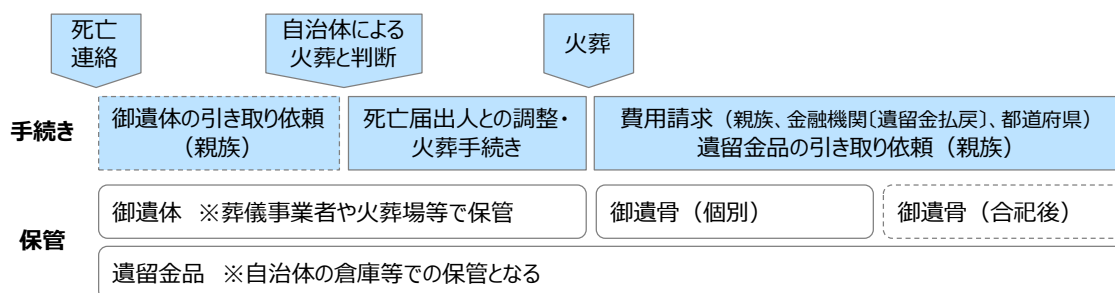
(2) 自治体ヒアリング調査

① 自治体における引き取り手のない御遺体の取扱いに関する事務分掌

自治体が火葬等関連事務を行う場合、墓地埋葬法第9条、行旅死亡人法又は生活保護法のいずれに基づいて当該事務を行うのかに応じて、それぞれの担当課が手続きを進めることとなる。おおむね、生前に生活保護を受給していた場合は生活保護法、生活保護を受給しておらず身元が判明しているが引き取り手がない場合は墓地埋葬法第9条、身元が判明していない場合は行旅死亡人法、という基準で事務分掌を決めていることが一般的だが、一部の自治体では、生前に生活保護を受給していなかった人についても、生活保護法第18条2項2号に基づき葬祭扶助を支給して対応している。

② 自治体における引き取り手のない御遺体の取扱いに関する事務の流れ

引き取り手のない御遺体に関する自治体の事務を大まかに示すと下図の通りとなる。



※死亡届出人との調整：届出人となりうる人(親族・家主・地主・家屋管理人・土地管理人など)に依頼して死亡届を作成する、警察からの死亡通知を受けて市町村において死亡報告に基づく戸籍記載を行う、市区町村長による死亡事項の職権記載を行う場合がある

a) 手続き

(ア) 引き取り手のない御遺体の発生連絡

引き取り手のない御遺体の発生を最初に把握する機関は

- ① 警察(亡くなってから自宅で発見された場合)、
- ② 医療機関(身寄りのない方が亡くなった場合)

に大別できる。警察や医療機関から自治体に連絡が入るタイミングは、亡くなる前(医療機関の場合のみ)、引き取り手がない可能性がある段階、引き取り手がないことが明らかになってからと、ばらつきがある。連絡が入るタイミングは警察・医療機関と自治体との分担や関係性、またケースの状況によって異なる。介護施設の場合は入所時点で親族の連絡先を把握していることがほとんどであり、御遺体の引き取り手がない場合は少ないようである。

(イ) 御遺体の引き取り依頼のための親族への連絡

一部の自治体では、自治体による火葬を行うと判断する前に、一定範囲の親族に連絡し、

御遺体の引き取りを依頼する。戸籍調査による場合は書面での連絡となる。自治体は何らかの理由で親族の電話番号を把握していたり、訪問が可能な場合等は、時間の許す範囲で電話や往訪をすることもある。一方で、火葬前の段階では親族への連絡を行うことが難しい自治体もある。

生活保護受給者の場合は、受給開始前に扶養義務のある親族について情報を得ており、死後に新たに親族の有無や連絡先を調べなくても済む場合が多いが、御遺体を引き取る意思については連絡をする必要がある。

(ウ) 自治体による火葬の判断

自治体が火葬をする前提で、死亡届の手続き（警察が関与した場合は不要）および葬儀事業者への連絡を行う。自治体が火葬する判断のタイミングは自治体によって異なる。一定範囲の親族に連絡をして引き取り手がないことが明らかになってから火葬場の予約をする自治体と、発生連絡があった時点で親族への連絡には時間をかけずに速やかに火葬の手続きに入る自治体がある。

(エ) 火葬実施

火葬の実施時に自治体担当者が立ち会い、拾骨まで行う自治体もあるが、おおむね葬儀事業者が実施している。火葬のタイミングは火葬場の空き状況等により決定する。

(オ) 火葬後

火葬後にはいずれの自治体も、法定相続人の範囲で親族に連絡をしている。親族への連絡を行い、保管品（御遺骨や遺留品）の引き取りと火葬費用の支払いを求める。連絡方法は基本的に書面である。親族が御遺骨を引き取る場合には火葬費用の支払いを求める自治体と、求めない自治体がある。

また、火葬費用は、本人の遺留金や預貯金があればそこから充当し、不足する場合には都道府県（墓地埋葬法・行旅死亡人法での火葬を一般市・町村が行った場合）や国（葬祭扶助）への請求手続きを行う。

b) 保管

(ア) 御遺体・御遺骨の保管

死後に警察が介入した場合は、検死が終わるまで警察で御遺体が保管される。一方、医療機関で死亡した場合は速やかな引き取りが求められる。警察の検死終了後、また医療機関で亡くなって引き取り手のない場合、自治体が葬儀事業者に連絡し御遺体の引き取りと保管を依頼する。実際の保管場所は葬儀事業者または火葬場のいずれが多いが、警察での保管が可能な状況であれば火葬まで警察で保管するとの地域もあった。

火葬後の御遺骨は、親族の引き取り希望があった場合に備え、多くの自治体で一定期間

は個別に保管する。その後は個別に取り出せない形で合祀となる。御遺骨の保管場所は、市営の墓地やその他の墓地、あるいは自治体建物内での管理の場合もある。

(イ) 遺留金品の保管

死後に警察が介入した場合は、警察が捜査のために自宅から持ち出したものが自治体に引き渡される。医療機関で亡くなった場合は、入院時に本人が医療機関に持ち込んでいたものが自治体に引き渡される。具体的には、現金や財布、家や車の鍵、衣服、パソコンやスマートフォンなどがあるが、これらのうち多くの自治体で共通して預かるものはお金と鍵であり、それ以外の物品についての対応は多様であった。

③ 自治体による違い

(ア) 自治体の規模による違い

- 大規模自治体では火葬（立ち会う、骨を拾う等）は職員が直接行っておらず、最後に残った御遺骨や遺留金品の扱いに困難を感じている。
- 小規模自治体では、業務が定型化されていないため親族への連絡文書の作成や、火葬に立ち会う場合の火葬の時間的負担に困難を感じている。

(イ) 自治体に連絡が入ってから火葬を行うまでの対応

- すぐに火葬の手続きを開始する自治体では、1週間程度で火葬となることが多い。
- 一定範囲の親族に連絡を取ってから火葬手続きを開始する自治体では、1ヵ月から3ヵ月程度で火葬となることが多い。
- 警察や医療機関などからの連絡を受けてすぐに火葬手続きに入る自治体が多い。理由は以下の点が複合したものである。
 - 御遺体を保管できる場所がなく、すぐに火葬する必要がある（医療機関から早急な引き取りを求められる、葬儀事業者に安置してもらうにも費用がかかる等）。
 - 長期間保管すると御遺体の状態が悪くなるため、可能な限り早く火葬することが本人のために望ましいという考え方である。
 - 経験上、親族が火葬を引き受ける可能性が低いという認識である（連絡をしても反応がない、反応があっても引き取りに至らないケースが多い等）。
 - 警察や医療機関により御遺体を引き取る親族がないことが調査済という認識である。

(ウ) 親族への連絡範囲や方法

- 火葬手続き前に親族に連絡を取る自治体では、火葬前に1親等あるいは2親等等範囲を区切って連絡していることが多い。
 - なお、すぐに火葬の手続きをする場合も、電話番号がわかる範囲や訪問が可能な範囲で親族に連絡をしていることがある。

- 火葬場の予約が取れた時点で、火葬の日時と場所を親族に郵便で知らせている自治体もある。
- 御遺骨や遺留品の引き取りについての意思を問う際に、火葬費用の弁償請求について言及する自治体としない自治体がある。

(エ) マニュアルの整備状況

- マニュアルを持っている自治体も一定数ある。
- 事務手続きのノウハウを現場レベルでまとめたものから発生から終結までの手続きを収載した詳細なものまで幅がある。

(3) 課題等

a) 自治体が御遺体・御遺骨の取扱いについて課題を感じる点

- 事例の少ない自治体での事務
 - 引き取り手のない御遺体・御遺骨への対応経験の浅い自治体では、手続きや法的な内容について、都道府県等どこか知見を有するところに迅速に相談できるようになることを求めている。
- 担当自治体や担当部署の決定
 - 墓地埋葬法第9条によって火葬を行う場合、死亡地の自治体が担当となるが、大きな医療機関のある自治体に負担が偏る。本人の戸籍や住民票のある自治体と、死亡地の自治体が異なる場合は親族調査等の負担が大きい。
- 自治体による火葬の判断基準
 - 医療機関から早急な引き取りを求められる、葬儀事業者に安置してもらうにも費用がかかる、火葬場の保管スペースが限られているなど、御遺体を保管しておける期間が短い場合は自治体による火葬の判断は早く行わざるを得ず、親族調査の猶予がなく、後に親族との間でトラブルが生じるリスクがある。
一方で、ある程度長く保管できる地域では親族調査の範囲や目安の期間を定めなければ保管のコストが高くなったり、御遺体が傷むリスクがあったりする。
 - 墓地埋葬法第9条の適用条件となる「火葬する人（主に親族を想定）がいない」に該当するかどうかの判断基準が曖昧である。
- 親族調査・連絡に関する業務負荷
 - 調査と連絡にかかる時間的負荷
 - 親族への連絡文書：法律の専門家に相談したり他自治体の文例を見るなどして作成しているが不安がある。例えば文書の日付が相続の熟慮期間の開始日となる可能性があるなど配慮が必要であることや、存在を知らなかった親族がいた場合の伝え方などが難しい。
 - 親族とのコミュニケーション
 - 火葬を知らなかった親族との間でトラブルが生じるリスク

- 訪問診療を受けている人が自宅で亡くなった場合、医師が死亡診断書を作成するために警察は介入しない。早急に親族調査をして死亡届出人を探す必要があると同時に、速やかに御遺体の引き取りを行わねばならず負担が大きい。
- 自宅で死亡しており、本人であると思われる場合であっても、本人と断定できず、親族が葬儀等を行う意向があっても引き渡しの判断が難しいことがある。
- 火葬にかかる業務負担
 - 火葬時の立会いは行わない自治体も多いが、日時が火葬場の空き状況によって左右される上、立会う場合には一定の時間を要するため、業務負担が高い。
- 火葬にかかる費用負担
 - 墓地埋葬法・行旅死亡人法での火葬にかかる費用を都道府県へ弁償請求する手続の負担が大きく、請求を行わない自治体もある。
 - 金融機関の本人口座からの引き出し手続きが認められない、金融機関に出向く必要がある、手続きが煩雑で金融機関ごとに異なる。
 - 遺留金（現金）が血液等で汚損している場合に金融機関で受け付けられない場合があり、交換の事務負担が大きい。
- 御遺骨の取扱い
 - 件数の増加に伴い、御遺骨の保管場所が不足する恐れがある。
 - 御遺骨を合祀するまでの妥当な期間の判断基準がない。
 - 親族以外の人（内縁関係にあった人、友人等）の御遺骨引き取り要望に応じてよいかわからない。
- b) その他に自治体が課題を感じる点
 - 遺留金品の取扱い
 - 遺留金品の所有権は相続人にあり自治体はあくまでも預かっている立場である。処分するには法的根拠が不十分であり、保管するしかないと判断しているが、保管場所がなく、保存状態も悪化してしまう。
 - 外国人の事例の取扱い
 - 宗教的な慣習が異なり、親族も遠方にいることが想定され、戸籍をたどって探することが難しいなど、今後課題となると予想している。
- c) その他にあった自治体意見
 - 本来、火葬などの死亡後の対応は親族が行うことであるという原則を改めて周知していく必要がある。親族が、自治体に任せれば低額で火葬してもらえといった誤解をしている場合もある。火葬に際して市民の税金を使うことへの葛藤を感じながら事務を行うことがある。
 - 死後事務の委任をはじめ、本人が生前から死後の手続きに備えておくことの重要性について普及啓発すべきである。

4. 今後の検討課題及び調査方針(案)

(1) 検討課題

- 御遺体・御遺骨の取扱い方法や自治体が課題に感じる内容については、強い地域性が見られる中で、これまでの個別ヒアリングを通じて整理された、自治体の特徴に応じた対応の事例について、どのように評価するか。
 - 自治体の規模や発生件数、事務処理体制や関係機関（医療機関、警察、葬儀事業者、金融機関等）との関係等によって、御遺体・御遺骨の取扱いの実態が異なる。
 - 自治体の規模等によって、一連の業務フローの中で、負担に感じる部分も異なる。
- これまでの調査で明らかになった実態を踏まえ、自治体における身寄りのない御遺体・御遺骨の発生から終結までの事務手続きの円滑化及び負担軽減のため、どのような対応が考えられるか。

(2) 最終報告に向けた調査方針

① 自治体概況把握調査の整理及び追加の自治体ヒアリング

- 引き取り手のない御遺体・御遺骨の取扱いについて、自治体の規模等の客観的要素による相違点が明確になるよう、概況把握調査の整理・分析を進める。
- 自治体に追加ヒアリングを行い、事例を蓄積する中で、地域性や個々の自治体の特性に応じた業務フローのパターン・選択肢の更なる整理を進める。
- 追加ヒアリングで得られた知見も含め、自治体の業務フローにおいて生じる課題の整理を進める。

② 葬儀事業者ヒアリング

- 身寄りのない御遺体・御遺骨の発生から終結までの現状・課題の把握を異なる角度から行うため、葬儀事業者にもヒアリングを行う。

③ 専門家ヒアリング及び今後の対応策の検討

- 自治体の直面する課題やそれへの対応策、地域性への配慮など検討の際に留意すべき点等について、専門家にヒアリングを行い、自治体における身寄りのない御遺体・御遺骨の発生から終結までの事務手続きの円滑化及び負担軽減の観点から、今後の対応策の検討を進める。
- 自治体ヒアリングで得られた、個別の場面・課題に応じた対応の事例について、全国レベルでの周知に適するかといった観点からの整理を進める。

以上

(ご注意)

本報告書は精査前のデータに基づく速報集計であり、今後のデータクリーニングや追加の調査によって内容が変更となる可能性があります。

(本報告書についての問い合わせ先)

本報告書の内容について

株式会社日本総合研究所

100860-sololab@ml.jri.co.jp

今後の予定や関係法制度の担当

厚生労働省 社会・援護局 保護課 (行旅死亡人法・生活保護法)

厚生労働省 健康・生活衛生局 生活衛生課 (墓地埋葬法)